全体財務書類注記

１　重要な会計方針

　（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

　　　　原則として、取得原価により評価しています。ただし、受贈等により取得したもの等については、次のとおりです。

　　　　①　受贈等により取得したものについては、再調達原価により評価しています。ただし、無償で移管を受けた道路の敷地については、備忘価額1円としています。

　　　　②　開始時の評価基準及び評価方法について、昭和59年度以前に取得したもの又は取得原価が不明なものは、再調達原価により評価しています。ただし、道路の敷地については、備忘価額1円としています。

　（２）有価証券等の評価基準及び評価方法

　　　　出資金について、出資金額により評価しています。

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

　　　　貯蔵品について、先入先出法による原価法により評価しています。

　（４）有形固定資産等の減価償却の方法

　　　　①　有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法により算定しています。ただし、取替資産は取替法により算定しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　　建　物　 4年～50年

　　　　　　　工作物　 8年～75年

　　　　　　　物　品 2年～20年

　　　　②　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により算定しています。

　（５）引当金の計上基準及び算定方法

　　　　①　徴収不能引当金

　　　　　　長期延滞債権及び未収金について、平均不納欠損率により、徴収不能引当金を計上しています。

　　　　②　退職手当引当金

　　　　　　退職手当債務から東京都市町村退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、当該組合における積立金額の運用益のうち羽村市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③　賞与等引当金

　　　　　　翌年度6月に支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

　（６）リース取引の処理方法

　　　　 ① ファイナンス・リース取引

　 　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　　　　　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②　オペレーティング・リース取引

　　　　　　 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　（７）全体資金収支計算書における資金の範囲

　　　　 現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（８）消費税等の会計処理

　　　消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

　　　ただし、水道事業会計については、税抜方式によっています。

２　追加情報

　（１）全体財務書類対象範囲（対象とする会計名）

　　　　一般会計、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計、介護保険事業会計、水道事業会計

　　　　なお、下水道事業会計については、地方公営企業法の適用に向けた作業に着手していることから、全体財務書類の対象範囲から除いています。

（２）出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている会計において

は、出納整理期間に期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

　（３）表示単位未満の取扱い

　　　　各項目の金額を千円未満で四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しな

い場合があります。

　（４）その他全体財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　売却可能資産の内訳及び売却可能価額の算定方法は、次のとおりです。

　　　　ア　内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資産区分 | 財産区分 | 面積 | 売却可能価額  （平成30年3月31時点） |
| 事業用資産・土地 | 普通財産 | 11,372.88㎡ | 265,989千円 |

イ　売却可能価額の算定方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法（固定資産税評価額を基礎とする評価方法）により算定しています。